

秋田市物品購入公募型指名競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田市が発注する物品およびその他の製造の請負（以下、「物品等」という。）について、公募型指名競争入札方式を実施するため、秋田市財務規則（平成9年規則第37号）、秋田市物品入札参加者資格審査要綱、秋田市物品請負業者選定要領および、入札心得によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象物品等)

第2条 1件の予定金額が150万円を超える物品の買入れ、修繕および1件の予定金額が200万円を超える物品の製造請負については、公募型指名競争入札とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 緊急性を要するもの
- (2) 単独随意契約となるもの
- (3) その他物品購入公募型指名競争入札で行うことが適切でないもの

(入札参加資格者)

第3条 前条に掲げる入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本市の指名停止期間中でないこと。
- (4) その他物品ごとに定める要件を満たすこと。

(入札内容の掲示)

第4条 市長は、第2条に掲げる物品等を発注する場合においては、あらかじめ次の各号に掲げる事項を掲示するものとする。

- (1) 入札に付する物品名、納品場所および納期
- (2) 物品等の仕様

- (3) 入札予定日時
- (4) 入札に参加するものに必要な要件
- (5) 入札参加申込等
- (6) 指名通知の時期
- (7) 契約締結時期等
- (8) その他必要な事項

2 前項の掲示は、契約課掲示板および秋田市ホームページへ掲載する。

(入札参加申込等)

第5条 公募型指名競争入札に参加しようとするものは、公募型指名競争入札参加申込書（様式1）を市長に提出しなければならない。ただし、秋田市電子入札システムにおいて執行する場合の取扱いは、秋田市電子入札システム運用基準（物品およびその他の製造の請負）による。

(提出書類等の審査)

第6条 市長は、提出書類等を審査し、適当と認められた者を、秋田市物品請負業者選定審議委員会もしくは秋田市物品請負業者選定審議部会の審議を経て認定するものとする。

(指名)

第7条 市長は、前条の規定に基づいて入札参加資格を認定した者を指名するものとし、代表者に入札通知する。

2 市長は、前条の規定に基づいて入札参加資格を認定された者が3者以下の場合、5者以上の競争となるように追加して指名することができる。この場合、指名する者は、秋田市物品請負業者選定要領によるほか、地域指定をした場合は、その地域以外の者の中から指名するものとする。

(仕様書等の閲覧等)

第8条 対象物品等の仕様書は、第4条第1項の規定による掲示をした日から閲覧又は貸出を行うものとする。

(非指名者への理由説明)

第9条 市長は、第7条で指名されなかった者に対して、所定の期限内に非指名の理由について、説明を求めることができる旨を付記し通知（様式2）するものとする。

2 市長は、指名されなかった者から非指名の理由について書面により説明の求めがあった場合は、書面（様式3）により速やかに理由説明を行うものとする。

附 則

秋田市物品購入公募型指名競争入札に関する試行要綱は、平成15年7月1日から廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する

(様式1)

公募型指名競争入札参加申込書

年 月 日

次の物品等の入札に参加したいので、秋田市物品購入公募型指名競争入札実施要綱第5条等に基づき申し込みます。

契約番号 _____

物品名 _____

(宛先) 秋田市長

業 者 番 号

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

本件責任者：(部署名・氏名) _____

担 当 者：(部署名・氏名) _____

(担当者連絡先 _____)

(様式2)

契 第 号
年 月 日

様

秋田市長 ○ ○ ○ ○
(公印省略)

入札参加資格審査の結果について（通知）

先に入札参加申請のあった次の物品について、秋田市物品購入公募型指名競争入札実施要綱第3条等に基づき審査した結果、指名しないことになりましたので通知します。

なお、指名しない理由について説明を求める場合は、秋田市総務部契約課用度担当へ
年 月 日までにその旨を記載した書面を提出してください。

契約番号 _____

物 品 名 _____

担 当 秋田市総務部契約課
用度担当
直 通 018-000-0000
E-mail ro-0000@city.akita.lg.jp

(様式3)

契 第 号
年 月 日

様

秋田市長 ○ ○ ○ ○
(公印省略)

非指名の理由について (回答)

照会がありました次の物品の非指名の理由について、下記のとおり回答します。

契約番号・物品名	
非指名の理由	

担 当 秋田市総務部契約課
用度担当
直 通 018-000-0000
E-mail ro-0000@city.akita.lg.jp